

## 稲美町民間施設クーリングシェルター 募集要項

### 1 目的

本要項は、気候変動適応法に基づき、地球温暖化に伴う気候変動に適応し、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定にご協力いただける民間施設を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、以下の内容を実施する。

- (1) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所での快適な室温を保つこと
- (2) 店舗等の入口や該当箇所等にクーリングシェルター実施場所であることが分かる掲示をすること
- (3) 適切な空間で、一時的に休憩できるスペース（イス・ソファ等）を設置すること
- (4) クーリングシェルターとして公表する場所の受入可能人数を、確実に受け入れられるよう準備すること

### 3 応募資格

稲美町内に所在する民間施設で、以下の要件を全て満たす施設とする。

- (1) 共用部分において、適当な冷房設備が設置されていること
- (2) 共用部分において、住民が滞在可能な空間（椅子やソファ等が設置されている）が確保できること
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表された場合、開放可能日において当該施設の共用部分を開放すること
- (4) 熱中症特別警戒情報が発表されていない場合でも、暑さをしのげる場所として開放可能日において当該施設の共用部分を開放できるよう努めること
- (5) 当該施設の共用部分をクーリングシェルターとして利用する場合、無料で利用できること
- (6) 環境省が配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けること
- (7) 稲美町とクーリングシェルター指定に関する協定を締結し、クーリングシェルターに係る情報（施設名称、所在地、共用部分、受入可能人数、開放可能日等）の公表に同意できること

#### 4 運用期間

熱中症特別警戒情報運用期間に準ずる。

※開放可能日等は施設状況に応じることとする。

#### 5 募集期間

随時受付

#### 6 応募方法

申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送またはメールにより提出。

住 所：〒675-1115 加古郡稲美町国岡1丁目1番地

宛 先：稲美町経済環境部生活環境課

電話番号：079-492-9140

E-mail：seikatu@town.hyogo-inami.lg.jp

#### 7 申込後の流れ

- (1) 申込内容の確認・審査
- (2) 町と施設管理者（担当者）で協定内容の協議
- (3) 協定の締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（町ホームページ等）
- (5) クーリングシェルター運用開始

#### 8 協定の有効期間

協定締結日から翌年3月31日まで。ただし、当該期間の満了の1か月前までに協定更新をしない旨の申出が町及び施設両方からなかった場合、同一の条件で1年間の期間で更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 9 その他

- (1) 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定める。
- (2) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合がある。